



NEDO Challenge

Quantum Computing  "Solve Social Issues!"

成果物募集説明会

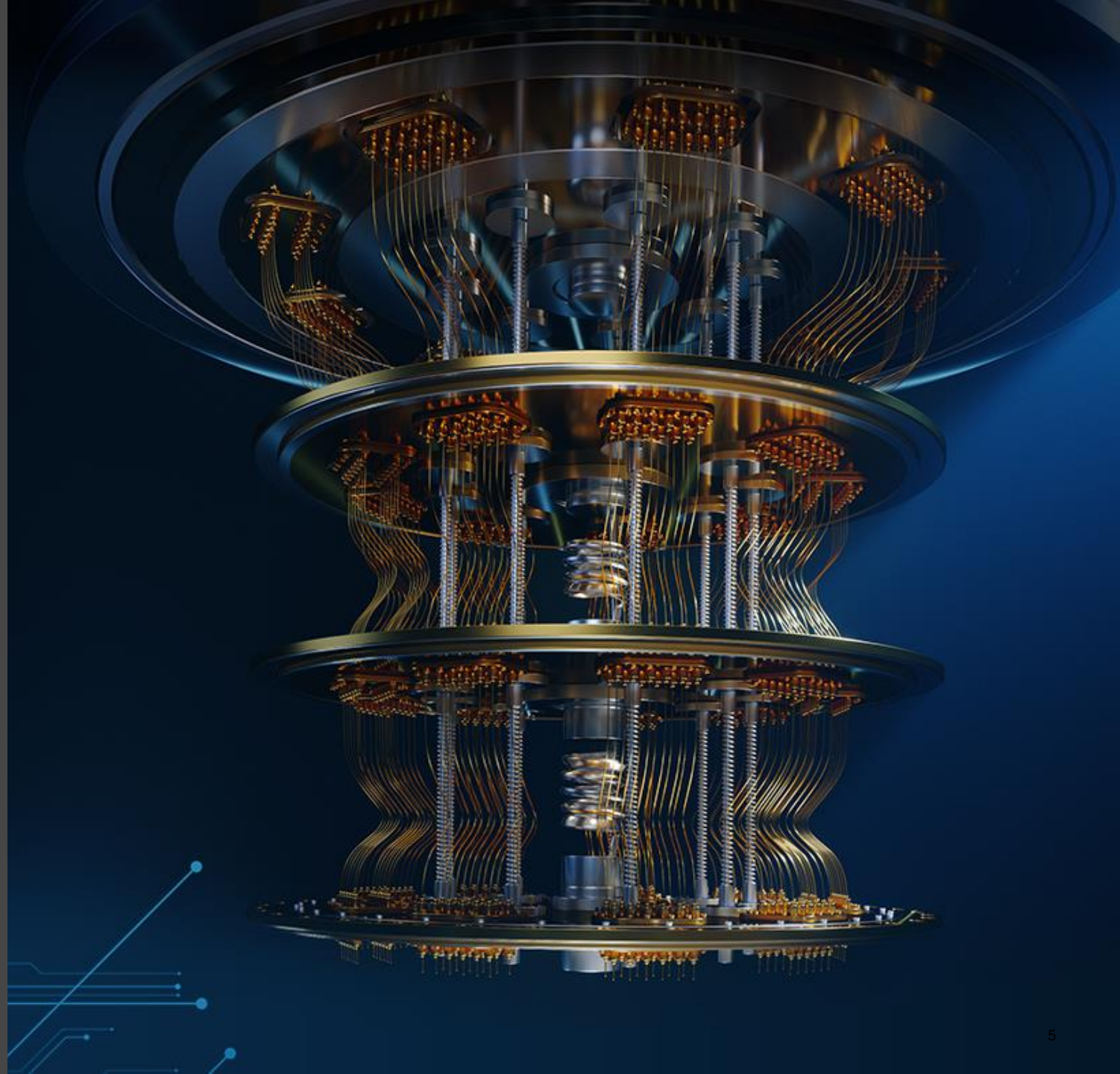
2025年8月29日

NEDO Challenge, Quantum Computing "Solve Social Issues!" 事務局

目次

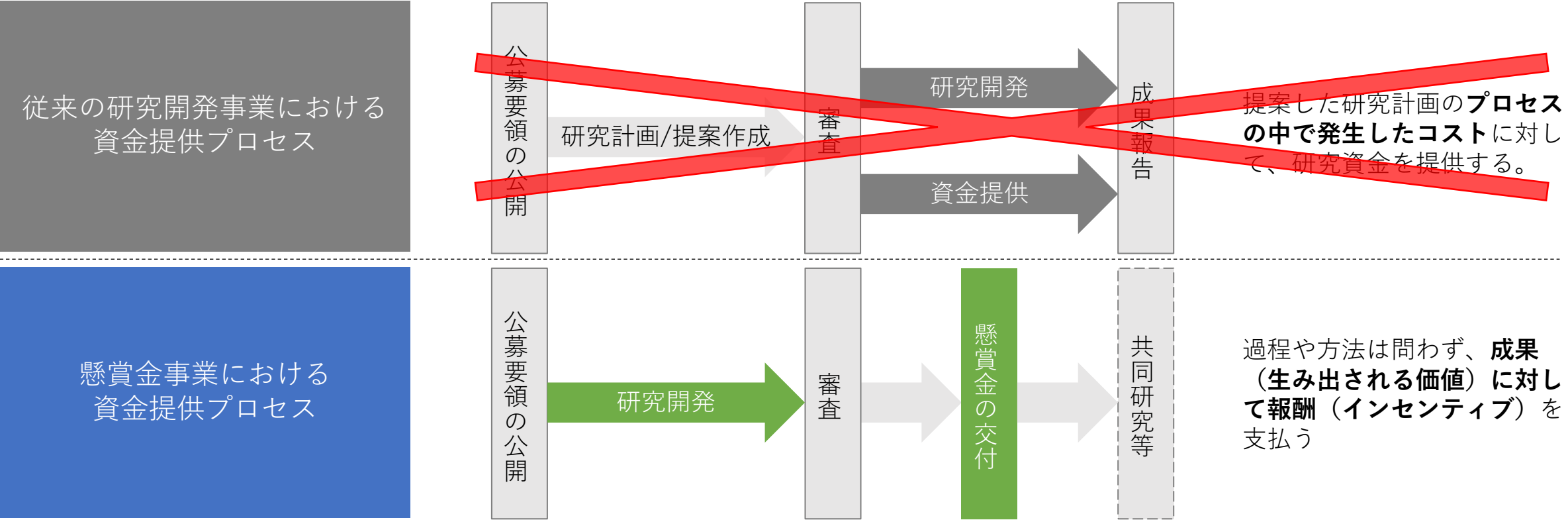
- 本事業について
 - 懸賞金プログラム
 - 量子懸賞金事業とは
 - 成果物募集の位置づけ
 - 全体スケジュール
- 成果物募集について
 - 成果物募集の概要
 - 成果物募集のスケジュール
 - 最終審査の概要
- ご質問の受付

本事業について



懸賞金プログラムとは

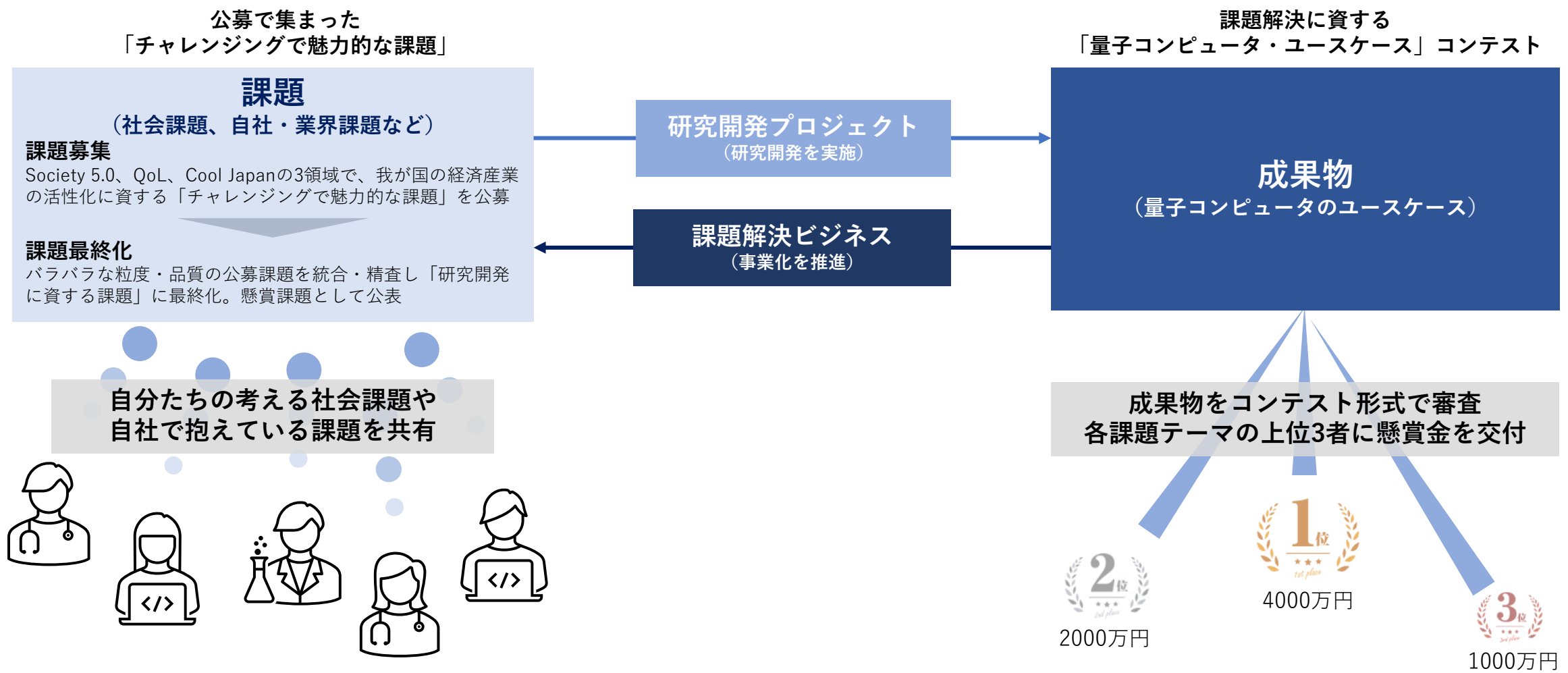
懸賞金事業は過程や方法は問わず、研究成果を評価し、懸賞金を支払う仕組みであり、将来の社会課題解決や新産業創出につながるシーズをいち早く発掘し、共同研究等の機会創出、事業化の促進をねらう事業。



参加主体のモチベーションを向上させることにつながり、委託・補助と比べ、解決に向けたアプローチが定まっていないような課題への対応、課題解決に適した技術・アイデアを有する人材の発掘、企業に内在する技術を事業化のために洗練する機会として活用することが、有効であり、**将来の社会課題解決や新産業創出につながるシーズをいち早く発掘し、共同研究等の機会創出、事業化の促進をねらう。**

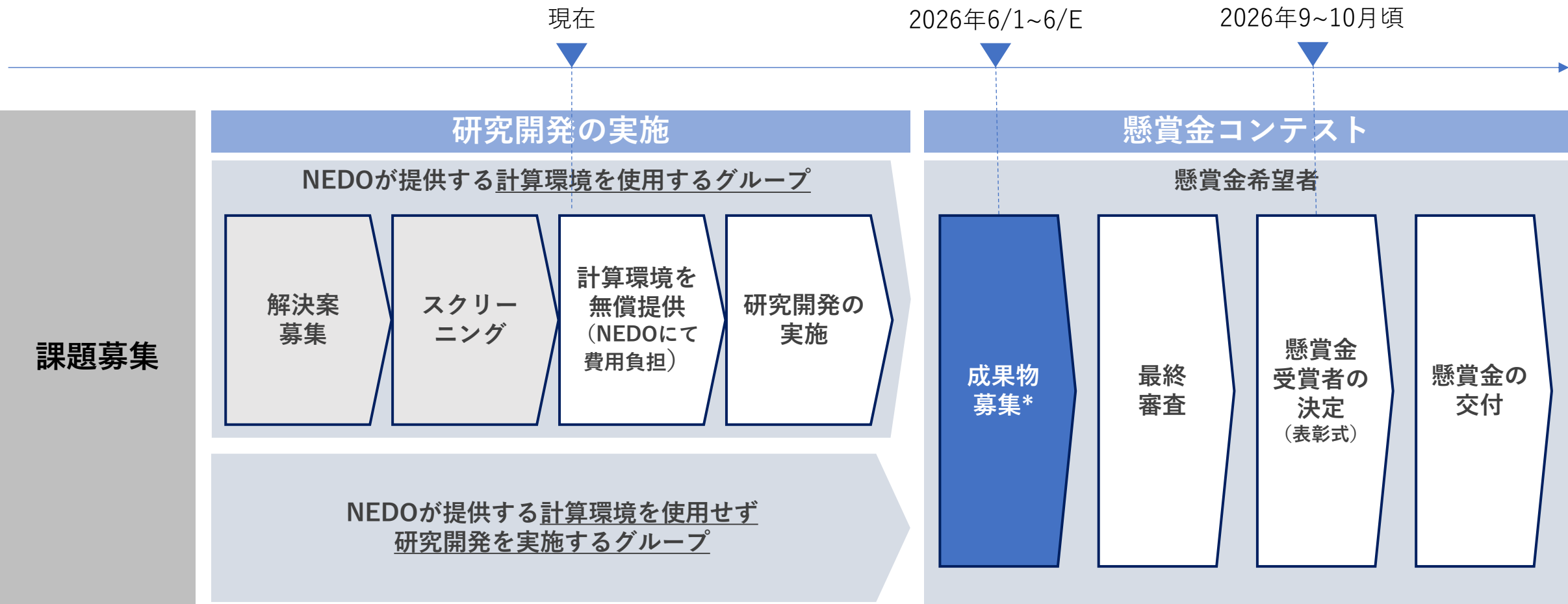
量子懸賞金事業とは

量子懸賞金事業では、社会課題や自社・業界課題の解決に資する優れた量子コンピュータのユースケースを成果物とする懸賞金コンテストを開催し、成果を通じて事業化を促進することで、将来の課題解決や新産業創出を目指している。



成果物募集の位置づけ

成果物募集は懸賞金希望者から懸賞課題の解決に資する研究開発成果を募集し、懸賞金受賞者を選定するプロセスであり、NEDOから提供する計算環境を使用した成果も自前の計算環境を使用した成果も応募可能。

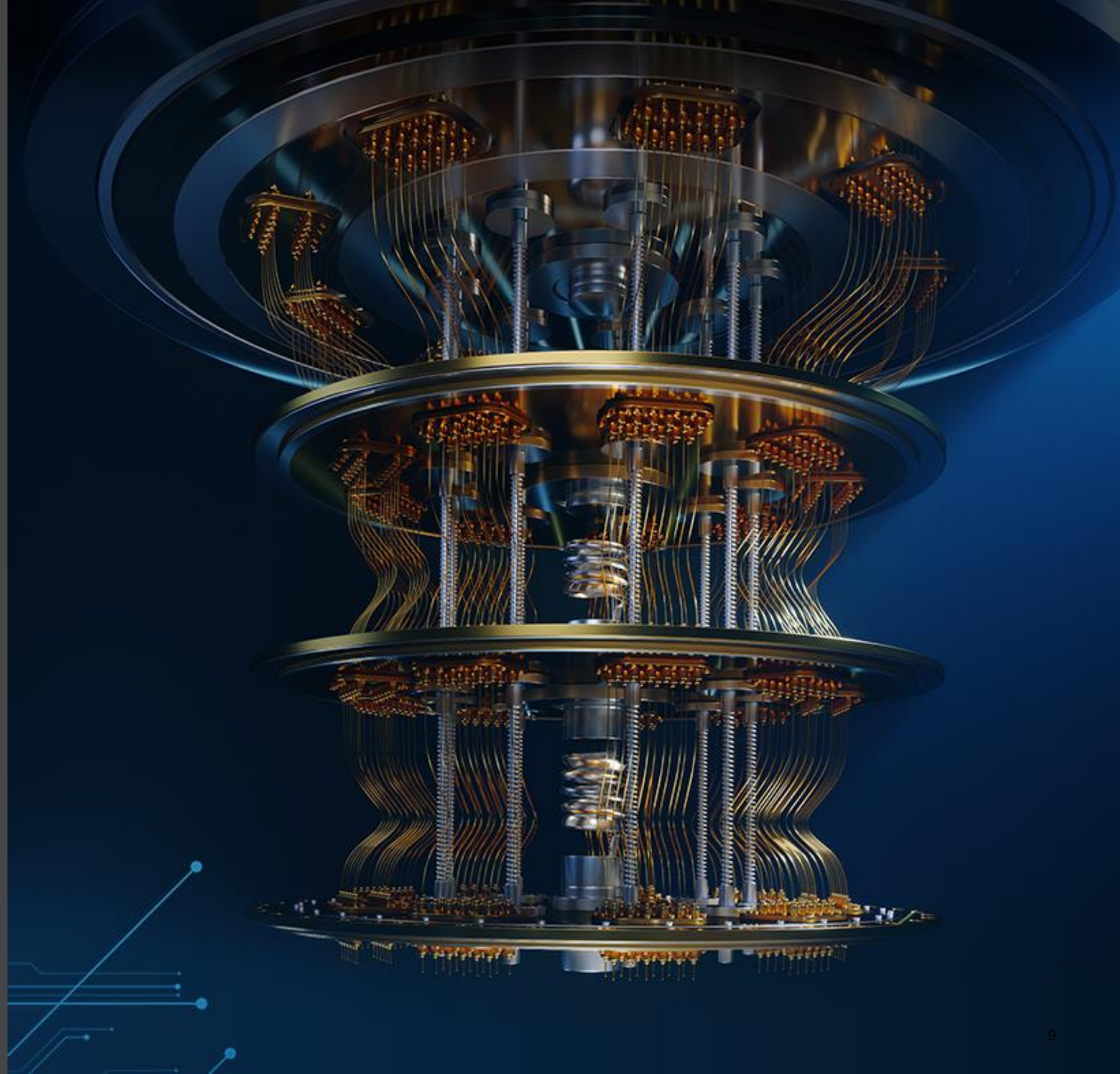


*成果物はあくまでも懸賞課題に対応した課題であることが必要であり、対応していないことにより受賞者とならない可能性がありますので、ご注意ください。なお、懸賞課題と研究内容が対応しているかについて、不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

成果物募集 について

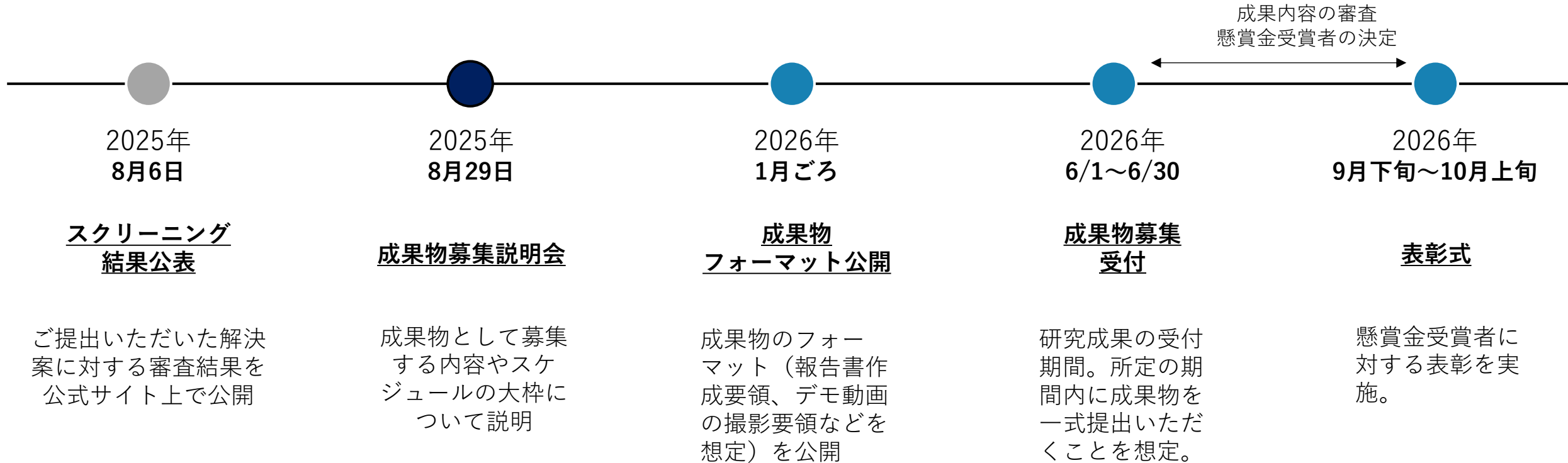
NEDO Challenge

Quantum Computing  "Solve Social Issues!"



本説明会の位置づけ

本説明会では成果物の概要やスケジュールの概要について、説明させていただくものであり、2026年1月ごろに成果物の詳細なフォーマットを公開し、成果物応募受付は来年6月を予定。



成果物応募者の資格

応募者は、以下に示す①～⑦を満たすこと。

- ① 原則、**日本国に籍を有する者（法人、個人、グループ）が代表者として応募することとし**、当該応募者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有していること。ただし、応募代表者が法人として応募する場合は代表法人が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有している場合、応募することができることとする。また、応募代表者が所属法人と関係なく、**個人として応募する場合は、応募代表者が日本国に籍を有している場合、応募することができることとし、応募代表者が外国籍の場合、日本国内に居住していることに加え、日本の企業/大学等の団体に所属していることの証明または日本の企業/大学等からの推薦を必要とする。**
- ② 事業管理上、NEDO の必要とする措置を適切に遂行できること。
- ③ NEDO「懸賞金の交付等に関する規程」第5条（応募者の暴力団排除に関する誓約）の事項のいずれにも該当しないこと。
- ④ 企画運営事業者（PwC コンサルティング合同会社）と利害関係にないこと。
- ⑤ 成果物募集において、成果提出の締切日時までに成果を提出すること。
- ⑥ **提出する成果は「国の競争的研究費（内閣府の「競争的研究費制度」に該当するもの）」のみで作製されたものではないこと**
- ⑦ 「補助金交付等停止措置」に該当中の者ではないこと。「補助金交付等停止措置」の該当者は NEDO HP 内に掲載されている者とする。

※2025年4月に懸賞広告にて既に公表している内容から変更はございません。

成果物応募方法

最終審査への応募方法については決定次第、本事業専用サイトにて公表する。（2026年1月頃予定）

応募希望者は、「成果物応募者の資格」を満たしていることを確認し、事務局の指定する様式に従って、期限内に指定された方法で申し込みを行う必要がある。なお、提出する成果（2026年7月時点）が、「国の競争的研究費（内閣府の「競争的研究費制度」に該当するもの）」のみで作製されたものの場合、提出を受け付けない。

成果物に対する目標水準

量子コンピュータ等により検証を行った成果を含むこと等を目標水準としており、目標水準を満たしたもののうち優れた成果を上げた者に各課題領域で上位 3 者に対して懸賞金を交付する。

目標水準

応募する成果物は、各課題テーマで下記の目標水準を満たす必要がある。

- 提出された成果に一定の新規性が認められる。
- 量子コンピュータ、アニーリングマシンもしくはシミュレータを利用することによる有用性を出せる可能性がある。
- 提出された成果が課題解決に関連している。
- 量子コンピュータ、アニーリングマシンもしくはシミュレータにより、検証を行った成果が含まれている。
- 社会実装・実現に向けた将来計画が検討されている。

懸賞金について

懸賞金の額は、1位4,000万円、2位2,000万円、3位1,000万円とし、Society5.0, QoL, Cool Japanの各領域に交付するものとする。なお、上記のほか特別賞を授与する場合がある。

	Society5.0	QoL	Cool Japan
1位	4,000万円	4,000万円	4,000万円
2位	2,000万円	2,000万円	2,000万円
3位	1,000万円	1,000万円	1,000万円

- 受賞者決定後、受賞者からの請求書の提出をもって受賞者に NEDO が一括で支払う。
- グループ体制の場合、代表者が請求書において賞金を代表で一括受領する参加者一者（代表者自身でもかまわない）を指定し（海外口座の指定は不可）、NEDO は同者に同グループへの懸賞金全額を振り込む。
- 請求書の発行については、別途受賞者（応募の代表者）へ事務局から案内する。
- 受領後に必要な税務等の手続きについては、受賞者が適切に対応する。
- 成果提出締切日時までに成果の提出がなかった場合や審査の結果、目標水準に達する受賞者がいなかった場合等には、「受賞者該当なし」となる。

成果物の概要（案）

成果物としては成果報告書、デモ動画を提出いただくことを予定しており、必要に応じて、面談形式での審査に向け、一部対象者よりプレゼン資料を提出いただく予定。

■ 提出いただく成果物の概要（案）

提出物	提出 タイミング	概要	注意事項
成果報告書・ 成果報告書（概要版）	2026年6月1 日～30日	【研究開発成果の内容を整理した報告書】 ・課題の概要（対象とした課題とその背景／古典コンピュータでは解決できないエビデンス） ・課題解決策（成果）の概要（量子計算による解決する内容／解決ロジック） ・解決策に活用する技術の概要 ※特に量子計算技術については必須記載 ・技術および技術を活用した成果の独自性・新規性 ・成果の実用化により得られる社会・経済的な効果 ・解決策の実装に向けたアクション・ロードマップ	・ 報告書はword形式で、概要版はPPT形式で提出 すること（あらかじめ記載項目、記載例を整理したフォーマットを2026年1月頃公表予定）
デモ動画 （システム説明資料）	2026年6月1 日～30日	【開発した研究成果（システム：アルゴリズム、アプリケーション）が正常に動作している状況が分かるデモ動画・資料】 ・システムの説明（システム構成図） ・システムの動作 ・アウトプットの表示	・ 説明時間は 最大10分間 ・ 研究開発成果がシステム（プログラム）の場合に提出を求める。システムの完成度が分かるように動画内で説明すること ・ 成果物がシステム（プログラム）以外の場合は事務局に連絡のうえ、提出物について協議すること
プレゼン 資料	プレゼン審査 の前日まで （7月下旬～8 月中旬ごろ）	【成果報告書、デモ動画の内容を内容を中心に、審査委員に成果の内容を説明するためのプレゼン資料】 成果報告書の内容をベースに以下が伝わるように ・課題解決の貢献度 ・量子コンピューティング技術の有効性 ・成果の新規性 ・実用化による社会発展性	・ PPT形式で提出 すること（あらかじめフォーマットを公表予定） ・ 成果報告書、デモ動画で確認できなかった細かな点を、本資料を通じて審査員とコミュニケーションしていただく ・ Appendix については枚数無制限

成果物募集に関する留意事項【懸賞広告記載内容の再掲】

- 受賞者に対しては、コンテストの結果（順位、懸賞金額、目標の達成度等）を通知し、NEDO のホームページにおいて受賞者、順位、目標の達成度等を公表する。**公表する受賞者は受賞者の代表者とし、法人であれば法人名、個人であれば個人名を公表する。なお、公表において、ニックネーム等は不可とする。**
- コンテスト終了後を含む委託事業者によるアンケート（懸賞広告への応募に係る内容等）及び NEDO が実施するアンケート（共同研究等実施状況確認等）に回答すること。
- 応募者は、本懸賞広告の記載内容の全てを承諾したものとみなす。
- 提出書類の中に秘密事項がある場合には当該部分にその旨を明記すること。
- 本懸賞広告への応募に係る提出書類に記載された情報のうち秘密事項以外については、事務局が広報 PR のために、雑誌、書籍、ウェブサイト、メールマガジン等の各媒体で発表又は利用する場合があることにつきご了承ください。これに伴い、応募者が記載した情報の一部を要約・翻訳等の変更を行うことがある。
- 未成年者が応募する場合は、応募時に保護者の承諾書が必要となる。
- 提出された成果に関する著作権その他の知的財産権は原則として、応募者に帰属する。提出する成果は、第三者の著作権その他知的財産権を侵害していないものに限る。万一、応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがあると事務局が判断した場合（応募後に侵害となった場合を含む）、受賞発表後でも受賞を取り消すことがある。
- 提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはない（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く）。
 - ・ 成果の審査・選考・事業管理
 - ・ コンテスト後の事務連絡、資料送付、共同研究創出支援の実施等
 - ・ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成
- 事務局では、本事業の説明会ならびにコンテストの運営支援を外注し、運営支援を目的とした業務に利用するため個人情報を外注先に提供する可能性がある。
- 提出書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となる。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について NEDO との調整を経て決定することとする。
- 成果物募集に関しては詳細が決定次第、本事業専用サイトにて公表する。
- 本懸賞広告内容に変更がある場合は、NEDO ウェブサイトへの掲載により広告を行う。

ご質問の受付

本資料以外の詳細については、本事業専用Webサイトに記載の内容をご覧ください。

<https://qc-challenge.nedo.go.jp/>

よくあるご質問は上記HPのFAQに公開しておりますので、適宜ご参照ください。
(随時更新しております。)

【お問い合わせ】

ご質問事項は以下の事務局あてにメールにてご提出ください。

NEDO Challenge, Quantum Computing “Solve Social Issues !” 事務局

メール : qc-challenge@nedo-challenge.jp